

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律について

令和 7 年 6 月

農林水産省

農村振興局

1. 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（農村産業法）の概要

法律の目的

農村地域への産業の導入を促進し、農業従事者が導入される産業に就業するための措置を講ずるとともに、これと相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と産業との均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的とする。

法律の概要

対象地域：農業振興地域、振興山村、過疎地域を含む市町村（三大都市圏の市町村及び人口20万人以上の市等を除く。）

計画制度

主務大臣が基本方針を策定
（関係行政機関へ協議）



都道府県知事が基本計画を策定
（主務大臣へ協議・同意）



市町村が実施計画を策定
（都道府県知事へ協議・同意）

計画達成のための支援措置

- 税制上の措置
 - ・ 個人が産業団地に供する農用地を譲渡した場合の所得税の軽減（800万円の特別控除）
- 土地利用上の措置
 - ・ 農地転用に係る配慮
（農地法の農地転用の特例、農振法の農用地区域からの除外の特例）
- 職業紹介の充実、職業訓練の実施
- 金融上の措置
 - ・ （株）日本政策金融公庫による低利子融資

主務大臣：農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣

2. 農村産業法の主な内容

(1) 国の基本方針(令和7年6月18日)

1 農村地域への産業の導入の目標

①導入産業の業種選定の考え方

- ・地域の農業者の安定した就業機会が確保されるもの、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるもの、農業と導入産業との均衡ある発展が図られるもの、地域社会との調和が図られるよう配慮されたものであること
- ・事業の実現性、継続性等を確認し、導入産業を決定すること

②農用地等との土地利用調整(産業の立地)

- ・過去に造成された工業団地等の活用されていない土地の活用を優先すること
- ・具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえること
- ・農用地区域外での開発を優先すること ・周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないこと
- ・面積規模が最小限であること ・面的整備を実施した農用地を対象外とすること
- ・土地改良法に基づき農地中間管理機構関連事業を実施した農用地を対象外とすること

2 農村地域に導入される産業への農業従事者(その家族を含む)の就業の目標

- ・産業の導入に伴い増加する労働力需要に対し、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることにより、安定した就業機会の確保を図る

3 農業構造の改善に関する目標

- ・農業経営基盤強化法に基づく市町村基本構想や、「地域計画」など、地域農業の担い手の育成・確保の取組と整合性が確保されていること

4 3つの目標を達成するために必要な事業の実施に関する事項

- ・施設等の整備、職業紹介の充実等、農業構造改善を促進するための担い手の育成・確保や農業生産基盤の整備等

5 その他農村地域への産業の導入に関する重要事項

- ・農業団体等の参画、関係部局間の十分な連携、企業への情報提供等
- ・遊休地解消に向けた取組
- ・企業の撤退時のルールを明確化すること
- ・市町村が実施計画を定めた目標の達成状況について、市町村自らが確認するとともに、都道府県を通じて国と共有すること

(2) 都道府県の基本計画と市町村の実施計画

都道府県の基本計画 (第4条)

主務大臣による同意

※基本計画が国の基本方針に適合しているかを、主務大臣が十分に確認

義務的記載事項

- ◆導入すべき産業の業種選定の考え方、その他農村地域への産業の導入の目標
- ◆導入される産業への農業従事者の就業の目標
- ◆産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標
- ◆産業導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

任意的記載事項

- ◆導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項
- ◆労働力の需給の調整及び導入産業への就業の円滑化に関する事項
- ◆農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項
- ◆その他必要な事項

都道府県知事による同意

※実施計画が都道府県の基本計画に適合しているかを、都道府県知事が十分に確認

市町村の実施計画 (第5条)

※事前に、土地利用調整や、農業従事者等の意向、
導入産業の計画の実現性・事業の継続性を確認

満たすべき要件

- ◆農業従事者の安定した就業機会の確保に資すること
- ◆農業構造の改善が図られると認められること
- ◆農地保有の合理化が図られると見込まれること

義務的記載事項

- ◆産業を導入すべき区域
- ◆導入すべき産業の業種及び規模
- ◆導入される産業への農業従事者の就業の目標
- ◆産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標
- ◆産業導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

任意的記載事項

- ◆（都道府県の基本計画の任意的記載事項に同じ）

協議

指導・助言
所要の措置

国

（３）基本計画（都道府県が作成又は変更する際）の主なポイント

国が作成する基本方針の内容に即し基本計画を作成又は変更

1 農村地域への産業の導入目標

➤ 導入すべき産業の業種選定の留意点

- ・安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること ・地域社会との調和が図られるよう配慮すること ・公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること ・地域資源を活用した産業の積極的な導入が促進されるよう配慮すること ・農業用施設において営まれる農業を業種として選定することも認められること

➤ 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

- ・農業構造の改善を図ろうとする地域、その理由や各種の土地利用計画との調整方針について記載

➤ 産業の導入の目標についての配慮事項について記載

- ・地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入の考え方

2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

- ・農業従事者の安定した就業機会の確保を図ることについて記載

3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

- ・産業導入促進が農業構造の改善を阻害しないことについて記載

4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

- ・やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合において、具体的な調整方針及び都市計画担当部局等の関係局との調整手続きについて記載

5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他事業に関する事項

8 その他必要な事項

- ・遊休地解消に向けた方針、企業撤退時のルール、実施計画のフォローアップ体制の確保 などについて記載

※詳細は、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン」（令和5年9月20日付け厚生労働省職業安定局長、農林水産省農村振興局長、経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ長通知）

（４）実施計画（市町村が作成又は変更する際）の主なポイント

県が作成する基本計画の内容に即し実施計画を作成又は変更

1 産業を導入すべき区域

➤ 区域設定の留意点

- ・地域全体の産業等の立地状況、交通インフラの整備状況等や、同市町村で設定されている他の産業導入地区における土地利用の状況等を踏まえ、区域を設定。
- ・市街化調整区域においては原則として設定しない。

2 導入すべき産業の業種及び規模

➤ 導入業種の選定の留意点

- ・地域社会の年齢構成や男女比率等の現状、地域住民の意向、地域の労働力の特質等を十分に調査した上で、地域の産業振興や就業構造の改善を進める上での課題を整理し、課題に対応できる適切な業種を選定。
- ・導入業種及びその規模は、事業者からのヒアリング等を行った上で、施設用地と農用地との利用調整に関する方針を踏まえ、市町村と事業者が地区、規模、立地スケジュール及び雇用期待従業員数について調整を了した上で記載。
- ・農業用施設における農業が導入産業に含まれる場合においても、農用地区域内の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないよう検討。

3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

- ・目標年次までに就業する農業従事者及び雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合を、産業導入地区及び導入業種ごとに記載。

4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

- ・産業の導入と相まって目標年次までに促進すべき農業構造の改善について、農家人口、農業従事者数及び担い手の数の目標及び目標年次における見込み、農地の集積・集約化の推進、担い手の育成並びに農業経営の法人化の方向を記載。

5 産業の導入に伴う施設用地と農用地との利用の調整に関する事項

- ・産業の導入に伴う施設用地と農用地等との調整を行った結果について記載する。また、都市計画部局等関係部局との調整について記載。

6 その他必要な事項

- ・実施計画を策定または変更した市町村は、毎年フォローアップを行う。フォローアップを行うときは、導入産業の業種及び規模等の概要、農業従事者の就業の状況等について確認を行う。
- ・農業従事者の就業の目標、農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれない場合等においては、対応策等について検討を行い、必要に応じて実施計画の見直し等の検討を行う

(5) 土地利用調整について

優良農地の確保のための土地利用調整のポイント

優良農地を確保する観点から、しっかりとした土地利用調整の仕組みを措置しており、そのポイントは以下のとおり。

- ・ 国が定める基本方針において、土地利用調整の考え方を明記。基本計画及び実施計画の同意協議等を通じて、市町村や事業者のレベルまで国の考え方を徹底。
- ・ 市町村は、国の考え方に照らして真にやむを得ない場合に、市町村の計画等に位置付けた上で、農用地を施設用地として活用。
- ・ 施設用地については、具体的な立地ニーズや事業の確実性を踏まえて調整。

国の基本方針における土地利用調整の考え方

- 過去に造成された工業団地を含め遊休地について把握を行い、こうした土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。
- 産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

※次ページに続く

国の基本方針における土地利用調整の考え方

- やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合においては、以下の考え方に基づき土地利用調整を行う。

ア 農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらに含まれる土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

イ 周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入される産業の用に供する施設を整備することにより、

- ・ 集团的農用地の中央部に他の使途の土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる
- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農地流動化施策の推進への支障が生じる
- ・ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障が生じる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

ウ 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入される産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

エ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

オ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法第87条の3第1項（同法第96条の4第1項において準用する場合、農業経営基盤強化促進法第22条の6第1項により読み替える場合を含む。）の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記アからウまでの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。

(6) 対象地域と対象業種

【対象地域の要件】

- 産業立地を促進する対象地域として、農業振興地域、振興山村、過疎地域を規定(第2条)。ただし、本制度により産業を導入する必要性の少ない地域は除外するとの考え方から、政令において、
 - ① 三大都市圏の市町村
 - ② 人口20万人以上の市
 - ③ 人口10万人以上で人口増加率が全国平均より高い市 は除外。
- ただし、平成13年1月1日以後に行われた市町村の合併により、②及び③のいずれかに該当し、対象区域から除外された市町村においては、平成12年12月31日における市町村の区域が対象地域となる。

【対象業種】

- 対象業種については、平成29年の法改正により、工業等5業種に限定することなく、農産物直売所など地域資源を活かした地域内発型産業や、福祉・介護サービスなど立地ニーズの高い業種の立地・導入が可能。
- 導入する産業の考え方については、国が基本方針に定めた上(※)で、地域の実情を踏まえたものとなるよう、地方公共団体が必要性・適正性を判断する仕組み。

- (※) ① 産業を導入することにより、農村地域における農業従事者の安定した就業機会の確保に資すること
② 産業の導入に伴う土地利用調整により、農村地域における農地の集積・集約化が図られること
等、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること。

導入産業の例

- ・ 農産物直売所等の小売業
- ・ 農泊、農家レストラン等の宿泊業・飲食サービス業
- ・ 木質バイオマス発電
- ・ 医療・福祉
- ・ 情報通信業 等



農産物直売所



農家レストラン



農泊



木質バイオマス発電

3. 支援措置

税制上の措置

- 個人が産業用地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減(800万円を上限とする特別控除)

関連施策の活用や連携

業種横断的な税制措置

- ① 国税としては、中小企業投資促進税制※1、中小企業経営強化税制※2

※1 中小企業者等が機械装置、ソフトウェア等を導入した場合に、特別償却又は税額控除を行う措置。

※2 中小企業者等が経営力向上計画に基づき、機械装置、器具備品、ソフトウェア等を導入した場合に、特別償却又は税額控除を行う措置。

- ② 地方税としては、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置

(中小企業者等が取得する新規の機械装置について、一定の要件を満たした場合に、3年間、固定資産税を1/2に軽減する措置。)

といった業種横断的な措置について、事業者に対して周知を図り、その積極的な活用を促す。

金融上の措置

- (株)日本政策金融公庫による融資

3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う事業者に対して、当該設備を取得するために必要な資金及び長期運転資金を融資。
【参考1】

関連施策の活用や連携

予算上の措置

- 農泊の推進など、地域資源を活用した産業の振興施策(農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策))

【参考2】

関連施策の活用や連携

支援体制の充実等

- 支援措置の活用を促進するため、地方公共団体、事業者等に情報提供、相談等を行う窓口を設置
- 地域未来投資促進法(経済産業省主管)との連携。
地域経済を牽引する事業への支援施策等、関連施策の周知を強化

【参考 1】 農村産業法に基づく金融上の措置（株）日本政策金融公庫の融資

農村産業法に基づく産業導入地区内において、中小企業者が、3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う場合には、（株）日本政策金融公庫が行う低利融資（企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金））の活用が可能。

貸付対象

株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号で定める「中小企業者」（資本金・出資金等の要件で規定）のうち、産業導入地区内において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者。

資金使途

雇用創出効果が見込まれる設備を取得するために必要な設備資金及び長期運転資金（設備資金には開業費等資産計上される資金を含み、長期運転資金には当初1年間のリース資金及び人材確保に必要な資金を含む）

貸付限度額

直接貸付 7億2千万円
代理貸付 1億2千万円

貸付期間

設備資金：20年以内
（うち据置期間2年以内）
長期運転資金：7年以内
（うち据置期間2年以内）

貸付利率

2億7千万円を限度として特別利率②、2億7千万円を超え5億4千万円を限度として特別利率①、それ以外の場合は基準金利を適用

ただし、設備投資額が、設備投資前の事業用固定資産の30%以上を占める場合は、4億円を限度として特別利率②、4億円を超え6億7千万円を限度として特別利率①、それ以外の場合は基準金利を適用

【参考2】 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）

農山漁村振興交付金により、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

地域資源活用価値創出対策

- 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

○実施主体：都道府県、市町村、農業協同組合、農林漁業者の組織する団体、一般社団法人又は一般財団法人、地域再生推進法人、計画主体が指定した者 等

○実施期間：上限5年

○交付率：1／2 等

○対象施設：農林水産物処理加工施設、地域連携販売力強化施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域資源循環活用施設、就業のために必要な研修施設、及びこれらに附帯する休養室や託児室等の施設 等

○要件：市町村が策定する実施計画における産業導入地区内に施設を整備すること
※ 農村地域の雇用が創出されること
※「産業導入地区支援」の事業の場合



味噌加工施設



農泊に資する交流・滞在施設



農産物直売施設

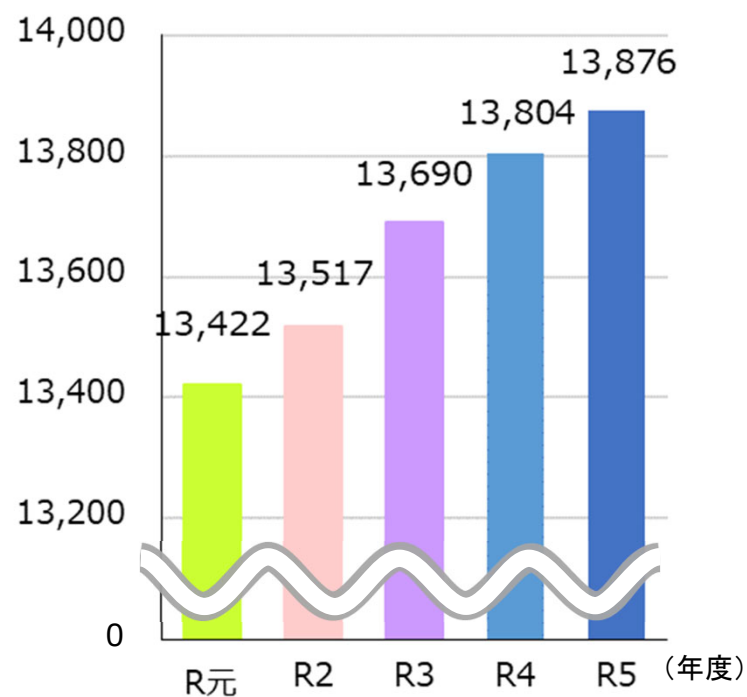


就業のために必要な研修施設

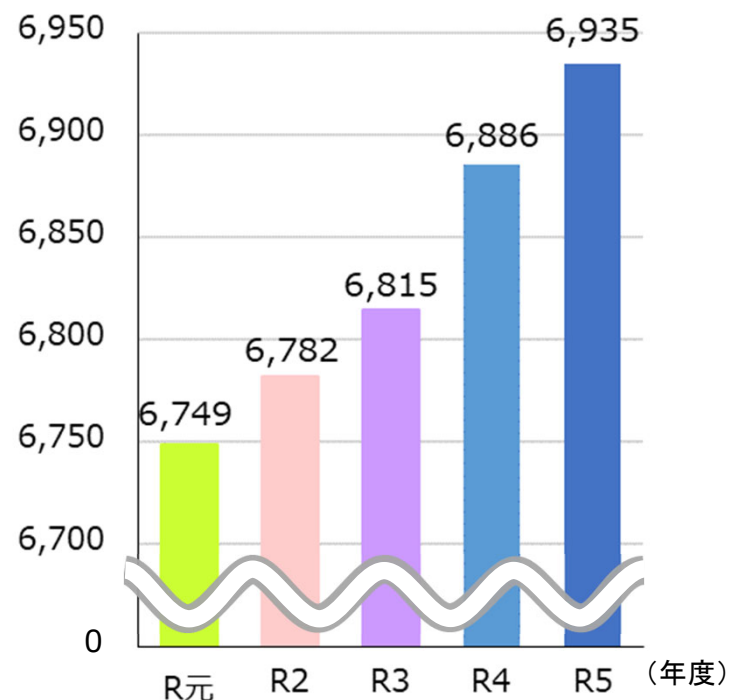
4. 農村産業法に基づく産業の立地状況

- 農村産業法に基づく市町村実施計画に定められた産業導入地区の区域において、6,935社（約13,900ha）が操業し、46.2万人が雇用されている。

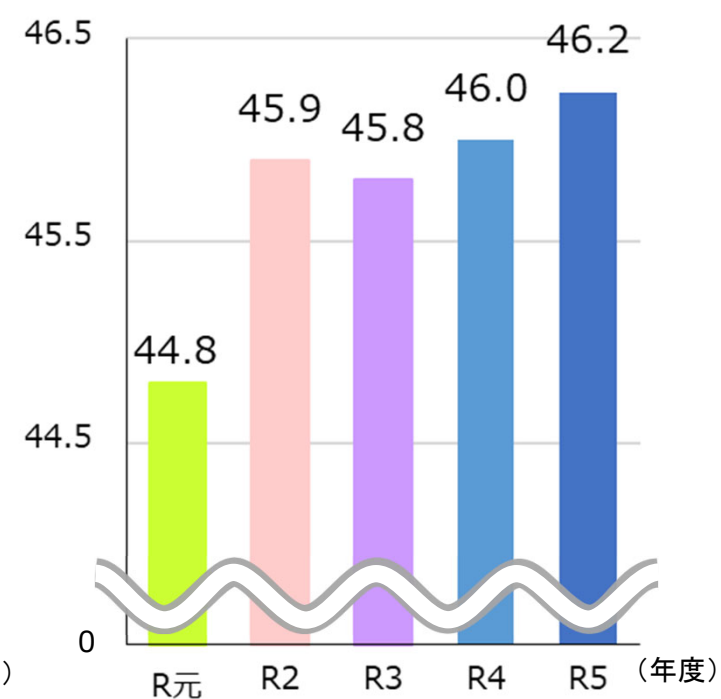
企業立地面積(ha)



操業企業数(社)



就業者数(万人)



資料：農林水産省農村振興局調べ